

## 十日町市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年11月2日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

### 監 査 結 果 報 告

#### 1 監査対象

十日町セントラルパーキング協同組合

十日町セントラルパーキング協同組合駐車場整備補助金（第3駐車場）

#### 2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

#### 3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取して行った。

#### 4 監査の実施場所及び期間

実施場所 十日町市監査委員事務局事務室及び十日町商工会議所会議室

予備監査 令和2年9月7日から令和2年10月15日まで

本 監 査 令和2年10月16日

#### 5 監査の結果

出納、その他事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。

なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

#### 6 意見

当該駐車場は多くの部分が月極駐車場として運用されているが、補助金が交付されていることをかんがみ、より多くの方が公平に利用できるよう、利用方法の周知や貸出の形態について検討し、利用者の更なる拡大に努めていただきたい。

中心市街地の賑わい創出や来訪者の利便性確保に資する施設として、今後も維持・活用していただくよう期待する。